

案内図板設置許可基準の概要（平成 25 年 10 月 1 日施行）

基準の項目	特別規制地域における 基準の概要	後退距離規制適用地域における 基準の概要
1 案内図板の定義	事業所、営業所、作業場等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。	
2 距離	案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは 10km 以内。	
3 相互間距離	案内図板の相互間距離は、左右方向に 50 c m 以上、前後方向に 5 m 以上。	
4 高さ	案内図板の高さは地上 5 m 以下。	
5 面積	案内図板の表示面積は、片面 3 m² 以内の表示が原則。ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。	案内図板の表示面積は、片面 5 m² 以内の表示が原則。ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。
6 地図矢印の表示	事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示。	
7 案内表示の面積	案内表示を記載するスペースは板面の表示面積の 3 分の 1 以上。このスペースには、その他の文字、写真又は絵を記載してはならない。	
8 写真・イラストの使用	写真、絵（イラスト、商標等）の面積は、表示面積全体の 3 分の 1 以下。なお、写真やイラストを重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。	
9 地の色彩	地の色彩は、彩度 8 以下かつ明度 3 以上。	
10 電飾設備の使用	動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない。	
11 建築物等の利用	建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置できない。	/
12 協同看板	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は 10 m² 以内。 ・1 者当たりの表示面積は 2 m² 以内。 ・ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能とする。その場合、裏側も 5 以上の者の協同看板であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は 15 m² 以内。 ・1 者当たりの表示面積は 3 m² 以内。 ・ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能とする。その場合、裏側も 5 以上の者の協同看板であること。